

令和5年1月24日

農林水産大臣が権限を行使する漁場の海区漁場計画（素案）に対する意見聴取の結果

1 意見聴取の概要

- ・方法：郵送、FAX、電子メール
- ・意見の提出期間：令和4年12月14日（水）から令和5年1月18日（水）

2 意見聴取の結果について

本件に対する利害関係人からの意見の提出はありませんでした。

水産庁資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室沿岸調整班 TEL 03-3502-8476（直通）
--

参考関係法規（抜粋）

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(管轄の特例)

第百八十三条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

- 2 都道府県知事の管轄に属する漁場（政令で定める要件に該当するものに限る。）において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

(公示の方法)

第百八十五条 この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

○漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）（抄）

(都道府県知事による意見の聴取)

第二十二條 都道府県知事は、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 2 法第六十四条第一項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。